

児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いている。

家庭や地域における養育力の低下、孤立、不安及び負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途を辿り、複雑で困難なケースも増加している。こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定した。

政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、次の事項についても速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 「子育て世代包括支援センター」を法定化し、不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問や、家庭訪問型子育て支援事業を実施できるようにすること。
- 2 児童相談所全国共通ダイヤルの周知を図るとともに、通報しやすい体制を整えること。また、緊急性の判断や関係機関との連携を行える体制整備にも努めること。
- 3 児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置を充実し、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士を活用等を図ること。
- 4 関係機関と児童相談所との間における連携体制を再構築し、警察と児童相談所においては情報共有を図り、一時保護等において対応する仕組みを構築すること。
- 5 一時保護所における環境改善及び量的拡大を図り、里親や養子縁組を推進し子どもたちが安心して養育される環境を整えること。
- 6 被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、きめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月15日

北海道遠軽町議会

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、法務大臣、
国家公安委員会委員長